

## 平成25年第1回尾張旭市環境審議会会議録

### 1 開催日時

平成25年10月28日(月)

開会 午後 2時00分

閉会 午後 4時15分

### 2 開催場所

尾張旭市役所 南庁舎3階 講堂1

### 3 出席委員

伊豆原 浩二、松本 壮一郎、木村 修、橘 昭久、森田 政弘、石原 彰、  
松原 圭子、浦野 達朗、千石 要、高橋 賢一、松岡 里枝 11名

### 4 傍聴者数

なし

### 5 出席した事務局職員

環境課長 伊藤 成人、環境課長補佐 山下 昭彦、環境課副主幹 山崎 力

### 6 議題等

- (1) 尾張旭市環境審議会傍聴要綱について
- (2) 第1号議案 尾張旭市環境基本計画年次報告書について
- (3) 第2号議案 尾張旭市環境基本計画中間見直しの方針について
- (4) その他

### 7 会議の要旨

環境課長	<p>定刻となりましたので、ただいまから「平成25年第1回尾張旭市環境審議会」を開催させていただきます。</p> <p>本日の審議事項は「尾張旭市環境基本計画年次報告について」と「尾張旭市環境基本計画の中間見直しの方針について」の2件でございます。</p> <p>なお、審議に移ります前に、委員の方の変更についてご報告させていただきます。人事異動などに伴いまして、本年8月15日付けで、3名の皆さまが、新たに委員として就任されましたので、ご紹介をさせていただきたいと思っております。</p> <p>中部電力株式会社の 橘 昭久 様 でございます。</p> <p>日立オムロンターミナルソリューションズ株式会社の 森田 政宏 様 でございます。</p> <p>尾張旭市自治連合協議会の石原 彰 様 でございます。</p> <p>なお、本日は愛知県県有林事務所の市川 弘様にご欠席でございます。</p> <p>以上によりまして本日は、委員12名のうち11名の方が出席され、尾張旭市環境審議会規則第3条第2項に規定する過半数の出席</p>
------	--

を得ており、会議は有効に成立しております。

続いて、本日出席の事務局職員についても、順に紹介をさせていただきます。

まず、今年度異動してまいりました、私、環境課長の伊藤でございます。次に、同じく今年度異動してまいりました環境課長補佐兼環境係長の山下でございます。そして環境課副主幹の山崎でございます。

以上の出席者により、本日の審議会を進めてまいりたいと思いますので、なにとぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議事に移らせていただきたいと思います。進行につきましては、当審議会の議長であります会長の伊豆原 様にお願ひしたいと存じます。よろしくお願ひします。

議 長

本日はご多忙のところ、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。それでは、お手元の会議次第に従い進めさせていただきます。

本日は、審議事項が2件ほどございますが、その前に、会議次第の2、「尾張旭市環境審議会傍聴要綱について」、という事で事務局から説明願ひます。

環境課長

それでは、次第の2「尾張旭市環境審議会傍聴要綱について」ご説明させていただきます。

当環境審議会の概要については、既に皆さんご承知のことかと思いますが、昨年度までの議論に基づき、再度整理をし直し、これに基づき運用してまいりたいと考えておりますので、今回改めてご説明させていただきますと思います。

まず、当審議会については、環境基本法の規定に基づき設置される「附属機関」でございます。本市では尾張旭市環境基本条例の規定において、その設置が定められているところでございます。

なお、この「附属機関」といいますのは、地方自治法の規定に基づき、法律又は条例の定めるところによって、市に設置される機関のことでございまして、専門家や市民等の意見を行政運営に反映するための審査会、審議会、その他の調停、審査、諮問又は調査に係る機関のこととされております。

次に、「当審議会の役割」につきましては、大まかに分けて次の4つが挙げられるところでございます。

まず1つ目として、本日この後ご審議いただく「尾張旭市環境基本計画の進捗状況の確認」。そして2つ目として、こちらも後ほどご審議いただく「尾張旭市環境基本計画の見直し内容に対する意見陳述」、つまり「留意事項の指摘」などがございます。さらに3つ目と

して「各種環境関連計画の内容の確認」があり、4つ目に「環境に関する市の取り組み事項に対する意見陳述」がございます。

続いて、「当審議会の運営」につきましては、市長からの「諮問」に基づき調査審議を行い、その結果を市長へ「答申」する方法を基本として運営いたします。

なお、ここでいう「諮問」とは、「審議会などに対し、ある事柄について意見を尋ね求めること」でございます。もう一つの「答申」につきましては、「審議会などが諮問された事柄について意見を述べること」であり、具体的には、その下の例にありますように、文書でのやり取りをすることとなります。

ちなみに、この「答申」については、法解釈上、原則として諮問した機関、つまり市長を法的に拘束する力を持っていないとされておりますが、市長はこれを尊重しなければならないこととされております。なお、この「諮問」、「答申」を基本とする審議会の運営については、今回から適用するものでございまして、昨年度までは、単に「議題として提出したものに対し、審議会のご意見をお聞かせいただく」といった形に留まっておりました。しかし、そうした場合にあっては、審議会からのご意見は尊重してきたところではございますが、今回からは「答申」という形で、文書によってご意見を頂戴することとなりますので、これまでよりも、審議会としての意見が明確化するものと考えているところでございます。

参考までに、今回ご審議いただく2つの議題につきましては、去る9月24日付けで、市長より当審議会へと諮問されていることを申し添えさせていただきます。

続いて、「会議の公開について」でございます。ご承知のとおり、当審議会の会議につきましては、情報公開の推進を図るため、原則として公開しており、その傍聴を許可することとしています。

また、会議の記録については、録音機を使用し、これを文書として調製した後に、会議録として公開しているところでございます。さらに、委員の氏名及び所属名又は選出団体名については、「委員名簿」として市のホームページで公開しているところでございます。

こうした中、会議の傍聴については、「静粛にしてください」などといったルールを、あらかじめ定めておく必要がございますが、これまでは審議会開催の都度、実際の傍聴者の方だけに、そのルールをご提示してきたところでございます。しかし、広く市民の皆さんにお知らせするためには、あらかじめルール化したものをご提示できるように、明確化すべきであると考えております。

このため、「尾張旭市環境審議会傍聴要綱」を新たに制定し、審議

会開催の都度ではなく、いつでもご確認いただけるようにしてまいりたいと考えているところでございます。なお、この要綱の内容については、他の審議会において既にルール化したものと全く同じものとなっております。傍聴者の定員は会議室の都合上「5人まで」とし、傍聴希望者は、審議会開催当日に申込書を提出し、静粛に傍聴する。また、違反者については退場していただく。などといった事項を規定しております。

以上、「尾張旭市環境審議会傍聴要綱について」として、「尾張旭市環境審議会の概要」と、傍聴要綱についてご説明いたしましたが、なお、要綱につきましては、本日、特段のご意見などが無ければ、審議会終了後直ちに、制定に係る事務を進めてまいりたいと思えます。説明は以上でございます。

ただいま事務局から、「本審議会の概要」と「会議の傍聴に関する要綱」の説明がありましたが、何かご不明な点などがありましたらお願いします。

議 長	<p>傍聴要綱についての審議は初めてでございますが、審議会の進め方につきましては、昨年度もこの審議会で様々なご意見をいただいたところでございます。</p> <p>皆さま、いかがでしょうか。</p>
各委員	【意見なし】
議 長	<p>それでは、審議会の進め方、傍聴要綱等につきましては手続き等の面もでございますので、事務局にお任せしたいと思えますが、よろしいでしょうか。</p>
各委員	【異議なし】
議 長	<p>それでは、ただいまの説明のとおり、今後は審議を進めるとともに、傍聴の取扱いについても明確にしていきたいと思えます。</p> <p>それでは続いて、会議次第の3、「審議事項」に入らせていただきます。</p> <p>「第1号議案 尾張旭市環境基本計画年次報告」について、事務局から説明願います。</p>
環境課長補佐	<p>それでは「第1号議案 尾張旭市環境基本計画年次報告について」ご説明させていただきます。「第1号議案 尾張旭市環境基本計画年次報告について」としまして、「尾張旭市環境基本条例第11条の規定に基づき作成する年次報告書について、第20条第2項の規定に基づき、尾張旭市長から諮問があったので、審議会の意見を求める」としてございます。</p> <p>尾張旭市環境基本条例第11条では、「年次報告書の作成及び公表」として、「市長は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創出</p>

に関して講じた施策に関する報告書を作成し、これを公表するものとする」と規定しております。このため、昨年度実施した事業を「年次報告書」として取りまとめましたので、先ほどご説明しましたとおり、当審議会の役割の一つである「尾張旭市環境基本計画の進捗状況の確認」をしていただくため、尾張旭市長から、当審議会へと諮問されたものでございます。

なお、一昨年までの、この年次報告書については、60ページ以上にわたるものでございましたが、当審議会において「複雑すぎて分かりにくい」とのご指摘を頂戴していたため、昨年度、簡易なもので対応した結果、市民の方にご好評でございましたことから、今回も同様の形で作成しているところでございます。

それでは、その内容についてご説明させていただきたいと思いますが、本日は時間の都合上、それぞれの施策の「現状」と「今後の課題」の部分を中心にご説明をさせていただきたいと思いますので、ご了承下さるようお願いいたします。

それでは、年次報告書の表紙をご覧ください。まず、先ほどから何度も申し上げております「尾張旭市環境基本計画」とは、平成16年に制定した「尾張旭市環境基本条例」に基づく計画でございます。そして、本市の各種施策の環境面における基本的な方向を示す指針となるもので、今ある環境を将来の世代により良くしながら継承し、誰もが健康で快適な市民生活を営むために、市、市民・市民団体、事業者が協力し、環境に配慮した総合的な取り組みを示すことを目的として平成19年3月に策定したものでございます。

なお、本計画では、「環境を考え ともにつくる 私たちのまち」を望ましい環境像として位置づけ、これを実現するために、後ほどご覧いただく5つの分野別目標と12の施策を掲げているところでございます。

次に、このご覧をいただいております「年次報告書」につきましては、環境基本計画の適正な進行管理を図るため、その年度に市が取り組んできた各施策の実施状況について、実績を踏まえた評価を行い取りまとめたもので、毎年度作成し、公表しているものでございます。

続いて「計画の期間」につきましては、「平成35年度」を目標年次としており、中間年次は、本市の最上位計画であります「尾張旭市第四次総合計画」の目標年次である平成25年度としております。なお、今年はその中間年次に当たるわけでございますが、計画策定時からの環境や社会経済情勢の変化、そして、これまでの進捗状況や市総合計画を始めとした上位・関連計画の内容などを踏まえると、

その見直しが必要な部分が生じてきているところでございます。

このため、次の議題でもご説明させていただく予定ですが、昨年度の審議会でご説明しましたとおり、来年度、平成26年度に施策や指標の見直しなどといった「中間見直し」を行い、翌27年度以降から適用することとさせていただきます。

続いて、1ページの「計画の進行管理体制」をご覧いただきたいと思っております。環境基本計画を市、市民・市民団体、事業者などが連携・協働のもと着実に推進するため、下の図のような推進体制によって進行管理を行い、その取り組み状況を毎年、点検・評価し、公表することとしております。なお、当審議会については「③点検（CHECK）」の部分にありますように、市長からの諮問に基づき年次報告書の確認をしていただいた後に、答申していただくこととなっております。

また、同じく「③点検（CHECK）」の左側の枠内がございますとおり、この年次報告書については、あらかじめ関係各課や「環境基本計画推進会議」という課長級職員で構成される組織での確認を行っており、当審議会からのご意見を反映次第、今度は「環境管理委員会」という部長級職員による組織で最終確認作業を行い、その後、市民の皆さんへと公表をすることとしております。

次に、この「年次報告書の見方」でございますが、本年次報告書は、基本的に、上段の「施策の進捗を見る指標と目標」、そして下段の「関連事務事業」の2段構成となっております。上段の「施策の進捗を見る指標と目標」については、環境基本計画に掲げた「基準値」に対する「現状値」と、これに対する評価、そしてこれを踏まえた「今後の展開」などをまとめており、下段の「関連事務事業」については、上段の施策に関連する個別の事業の目標値と実績値をまとめております。

「施策の進捗を見る指標と目標」の評価につきましては、平成17年度等の基準値に対し、昨年度、平成24年度の現状値を、その下の枠内にある基準に応じて「○・△・×」で評価しております。なお、2年毎にアンケートを実施している都合上、一部のデータにつきましては、1年古いものを使用している場合もございます。

続いて、「関連事務事業」の評価につきましては、その下の枠内にある基準に応じて、成果指標の実績値を「◎・○・△・×」で評価しており、それぞれの事業を実施した担当課については、その下の枠内にありますような略号でお示ししてございます。

次に、「各施策の実施状況」でございますが、環境基本計画に掲げております5つの「分野別目標」と、これを実現するための12の

「施策」、そしてその「施策」の進捗状況を図るための33の「指標」を一覧表形式でまとめたものでございます。なお、それぞれの指標の評価結果についても、ここでご確認いただけるようになっております。

それでは、前置きが非常に長くなってしまいましたが、具体的な内容についてご覧いただきたいと思っております。なお、委員の皆様におかれましては、ただいまご説明いたしましたとおり、「年次報告書の確認」ということで、市民の皆さんへこれを公開した場合、「内容的に分かりにくい部分はないか」といった視点や、「もっとこうしたことに取り組むべきではないか」などといった視点でご覧をいただき、後ほどお教えいただければと思っております。

それでは、分野別目標の1の「学び広げるまちづくり」の、施策1-1「環境教育・環境学習を進める」をご覧ください。

この施策には2つの指標が設定されておりますが、「環境について学んだことのある児童生徒の割合」につきましては、中間目標の数値が100%としているものに対し、平成24年度の現状値も100%でございましたことから、評価としては「○（目標を達成）」としております。

一方、「環境問題に関心を持って自ら学んでいる市民割合」につきましては、中間目標が数値ではなく、「平成16年度の基準値よりも向上」という「矢印」で設定されているものに対し、平成24年度の現状値は12.4%と、基準値よりも悪化したため、評価としては「×（数値が悪化）」としております。

こうした状況を簡単に分析したものが、その下の「現状」でございます。読み上げさせていただきますと、「副読本購入・社会見学支援事業」などの実施によって、学校教育における環境教育や体験学習の支援を継続的に行うとともに、小学生を対象とした水生生物調査を実施し、環境保全への理解促進と意識高揚を図っています。また、名古屋産業大学と連携を図りながら「環境学習講座」や「環境フォーラム」を開催するとともに、農政講座や職員出前講座をはじめとする各種講座を開催し、広報やホームページ等による情報提供や啓発も行っています。その結果、「環境について学んだことのある児童生徒の割合」は良好な状態で推移しているものの、「環境問題に関心を持って自ら学んでいる市民割合」は、前回と比べ0.5ポイント減少しています。しかし、「地球環境に優しい生活を送っている市民割合」が順調に上昇していることから、環境については関心があり行動にも繋がってはいるものの、自ら学ぶことには繋がっていない状況にあります」としております。

このため、「今後の展開」としましては、「自然と共生した持続可能な社会をつくっていくためには、一人一人の自覚と行動が非常に重要であり、世代を越えて引き継がれていく必要があります。また、これを実現するためには、環境についての正しい知識を持ち、進んで行動できるような人材の育成が大変重要であると考えられます。このため、平成26年度に名古屋市で開催される「ESD（持続可能な開発のための教育）に関するユネスコ世界会議」を良いきっかけとして、教育活動に視点を置いた環境教育や、学習者の学びに視点を置いた環境学習に関する事業を、より積極的に推進していきます」としております。

いずれにしましても、環境保全等を推進していくためには、ハード整備や各種規制の実施などだけでなく、やはり市民一人一人の方に意識を持っていただくことこそが、大変重要であると考えられます。このため、環境について積極的に学んでいただけるような雰囲気作りに、まずは取り組んでいかなければならないと考え、今年度からは、これまでの「環境学習講座」を「あさひエコ大学」と名称を変更して幅広く募集したり、12月に開催する「環境フォーラム」についても、愛知県と連携しながら参加者を募集したりするなどの見直しを実施し、その結果、一昨日開催した伊豆原会長に講師をお願いしました「あさひエコ大学」には、これまでで最も多い参加者に恵まれたところでございます。

なお、来年度につきましては、現在、市役所内の各部署が、バラバラで実施している環境に関する講座を再編し、ひと目で参加可能な講座が分かるようにするなどの見直しをしていきたいと考えておりますが、これには行政だけでなく、市民の皆さんによる活動についても同様の状態にあると思いますので、ここにおられる浦野委員や千石委員、そして高橋委員や松岡委員が取り組んでおられる各種活動のPRなどにも取り組ませていただきたいと思いますと考えております。

また、本市の貴重な財産でもある愛知県森林公園との連携にも取り組んでいきたいと考え、先ごろ愛知県県有林事務所さん等と、その有効活用策に関する打合せを実施したところでございます。

なお、その下の「関連事務事業」については、当施策に関連した庁内各課の事業の状況をまとめたものでございますが、本日は誠に勝手ながら、時間の都合上その説明については割愛させていただきます。

それでは続いて、施策1-2「環境保全活動を進める」をご覧いただきたいと思います。こちらの施策には、環境保全活動への市民の参加に関する2つの指標が設定されておりますが、評価としまし

ては、両方とも「△（数値に変化なし）」となっております。

「現状」といたしましては、「市民活動支援事業」の実施によって、環境保全に係るボランティア団体やNPOの活動を支援するとともに、アダプトプログラムや公園愛護会制度の運用によって、市民による環境保全活動の支援を進めた結果、「環境保全活動等に参加している市民団体数」、「環境保全活動参加者数」とともに基準値と比べ増加し、各種活動も恒例行事として定着しつつありますが、近年は大きな変化が見られない状況になっているところでございます。

このことを受け、「今後の展開」といたしましては、全ての人が、環境への負荷の少ない行動を自ら進んで行う社会を目指すためには、市民やNPOなどの民間団体や事業者による自主的で積極的な環境保全活動に対する支援が重要であると考えられるため、環境教育や環境学習に関する事業の拡大などを通じて、環境保全活動への参加や環境保全団体の設立を促進していくものとしております。

やはり、この施策に関しましても、先ほどの環境学習などの充実や行政からの情報発信などを進めることで、各種活動へ参加しやすい環境や雰囲気作りに、まずは取り組んでいかねばならないと考えているところでございます。

なお、下段では、施策1に関する特徴的な事業の詳細を掲載させていただいております。先ほどご説明いたしました「環境フォーラム」と「環境学習講座」の昨年度の内容についてご説明させていただきます。

次に分野別目標2「ごみのないまちづくり」の、施策2-1「ごみを減らす」をご覧くださいと思います。こちらの施策には、ごみの排出量に関する3つの指標が設定されておりますが、おかげ様で、その全てにおいて良好な状態で推移しており、評価としては「○（目標値を達成）」としております。

「現状」といたしましては、「市民一人一日あたりのごみ総量」、「市民一人一日あたりの家庭系ごみ排出量」とともに毎年減少しており、ごみの減量に対する市民意識は徐々に醸成され、また浸透しつつあると考えられるところでございますが、「事業系ごみの排出量の減少」につきましては、ごみ処理に関する手数料の値上げや、長引く景気低迷なども大きく影響しているものと考えられるところでございます。

このため、「今後の展開」といたしましては、現在の状況を維持していくことを目的として、生ごみ減量に関する補助事業を継続して実施するとともに、ごみ処理施設の見学会や、小学生による「クリーンシティ推進ポスター・標語募集事業」を実施することで、さら

なるごみの減量に対する意識醸成を促進していきたいと考えております。

続いて、施策2-2「ごみを生かす」をご覧いただきたいと思っております。こちらの施策には、いわゆるリサイクルやリユースに関する2つの指標がありますが、評価としましては、「環境事業センターにおけるリユース件数」が「×（数値が悪化）」となっております。

「現状」といたしましては、市民団体による資源ごみの回収や、環境事業センター内に常設している「リサイクル広場」での啓発、さらには市のホームページで情報提供している「あげます情報、ください情報」などによって、ごみの資源化率は年々増加傾向にあるところでございます。なお、環境事業センターにおけるリユース件数は、平成23年度より実施した「粗大ごみの有料化」の影響を受け、大幅に減少しているところでございます。

このため、「今後の展開」といたしましては、「資源ごみ回収団体活動奨励事業」の運用や、リサイクル広場の充実によって、ごみのリサイクルを促進していくとともに、「夏休み親子リサイクル教室」の開催や、民間事業者と共同で開催する「エコクッキング教室」などによって、資源回収に関する意識啓発を引き続き促進し、さらには公共施設から排出される剪定ごみの資源化についても推進してまいりたいと考えております。なお、環境事業センターにおけるリユース件数については、新規で「リユース品の引取り・提供事業」を開始することに伴い、目標値の見直しを行いたいと考えております。

次に、施策2-3「ごみを適正に処理する」をご覧いただきたいと思っております。こちらの施策には、違法なごみ処理に関する2つの指標が設定されておりますが、現状値は中間目標値と大幅にかけ離れたものとなっているため、評価としましては、両方とも「×（数値が悪化）」としております。

「現状」といたしましては、市が委嘱しております「環境保全指導員」によるパトロールや各種看板の設置、分別に関するパンフレットの配布などによって、ごみの適正排出の実現を図っているところでございますが、不法投棄や違法な焼却などは後を絶たず、危険物混入による事故やごみのポイ捨てなども発生しているところでございます。

こうした状況を何とか改善するため、「今後の展開」といたしましては、現在100名ほどご登録いただいております「環境パトロールボランティア」の皆さんの協力を得ながら地域の環境監視を引き続き実施するとともに、ごみ処理施設の見学会を開催したり、広報やホームページ等による情報提供を実施したりすることで、ごみの

適正処理に対する意識醸成を促進してまいりたいと考えております。またさらに、関係する条例の規定に基づき、空き缶・吸い殻等の投げ捨てるの禁止や、屋外焼却行為の制限を徹底するなど、より厳しい姿勢で臨んでまいりたいと考えております。

ちなみに、当施策では「箇所数」と「件数」を「進捗の度合いを測る指標」として位置づけているところですが、確かに双方ともに0件となることが理想的ではあるものの、苦情をお寄せいただく方の価値観などにも左右され、現実的には大変難しい状況でございます。このため、果たしてこの指標で「ごみの適正処理」の状況を測れるものなのか、疑問が残るところもございますので、来年度実施予定の中間見直しの際には、このあたりについても議論させていただきたいと考えております。

なお、下段には、施策2に関する特徴的な事業の詳細を掲載させていただいており、ここでは毎年5月末に実施をしております「まち美化大作戦」や、現在策定を進めております「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」の2項目を掲げさせていただいております。

続いて、分野別目標3「地域で地球を考えるまちづくり」の、施策3-1「地球温暖化を防ぐ」をご覧いただきたいと思います。こちらの施策では3つの指標が設定されておりますが、その全てにおいて良好な状態で推移しており、評価としては「○（目標値を達成）」としております。

また、「現状」といたしましては、市営バス「あさび一号」をはじめとした公共交通の利用促進や緑化の推進を図るとともに、再生可能エネルギーの利用促進を進めるため、住宅用太陽光発電システムの設置に対する追加財政措置を補正予算にて対応したところがございます。また、各家庭や事業所を対象として「緑のカーテン」用の苗の配布をしたり、市内の公共施設でも同様の事業を展開してエアコンの設定温度の適正化を図ったりするなど、地球温暖化防止に対する意識の高揚にも取り組んでおります。こうした取り組みが奏功して、全ての指標において良好な状態で推移しており、特に「地球環境に優しい生活を送っている市民割合」は非常に高い水準にあると考えているところでございます。

このような状況を今後も維持していくため、「今後の展開」といたしましては、再生可能エネルギーの利用の普及促進を目的として、住宅用太陽光発電システム設置に対する補助制度の充実化を進めるとともに、各家庭や事業所へのゴーヤの苗の配布事業を継続し、「地球環境に優しい生活をおくる市民の割合」の向上につなげてまいりたいと考えております。また、市内全ての公共施設で緑のカーテン

事業を実施するとともに、環境省の「再生可能エネルギー等導入推進事業」を活用して、公共施設への太陽光発電設備の設置を進めるなど、行政としても率先して地球温暖化の防止に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、施策3-2「地球規模の問題に取り組む」をご覧いただきたいと思っております。こちらの施策には「地球環境に優しい生活を送っている市民割合」のみを、その指標としておりますが、年々数値が高まってきており、評価としては「○（目標値を達成）」としております。

「現状」といたしましては、貴重な資源である水道水の有効利用や節水についての意識の向上を図るため、水道週間などの際に水道施設の見学会を実施するなど啓発活動を行っているとともに、各家庭で環境負荷の少ない行動をとっていただくため、「家庭版環境ISO事業」や「コツコツダイエットプラン事業」への参加者募集を進めたことが、この指標の向上に一定の効果があったのではないかと考えております。

こうした状況を今後も維持していくため、「今後の展開」といたしましては、既に本市の市民一人一日当たりの平均給水量は、全国平均や県平均と比較して低い水準にあるため、今後大幅な低減は見込めないものの、水の有効利用に関する啓発活動は継続して実施してまいりたいと考えております。ただし、運用開始後年数が経過している「家庭版環境ISO事業」や「コツコツダイエットプラン事業」については、近年参加者数が伸び悩んでいる状況にあるため、効果的なPR方法や取り組みやすい内容への変更等について検討してまいりたいと考えております。

なお、この施策3に関する特徴的な事業としまして、その下に「住宅用太陽光発電システム設置費の補助推進事業」と「緑のカーテン事業」を掲げさせていただいております。そのうち「住宅用太陽光発電システム設置費の補助」については、年度途中で300万円の予算額を追加補正したところでございます。

続いて、分野別目標4「自然とふれあうまちづくり」の、施策4-1「緑と水辺を守る」をご覧いただきたいと思っております。こちらの施策には緑地面積などに関する4つの指標が設定されておりますが、17番の「民有緑地」の指標が前年と比べ変化が無く、中間目標値を下回っている状態にあります。

「現状」としましては、「都市計画マスタープラン」や「緑の基本計画」といった都市整備や公園整備の計画に基づき、街区公園や矢田川散歩道の整備などを進めるとともに、ため池の整備や保存樹等

の保全活動を展開し、緑と水辺の保全を促進しているところではございますが、ちびっ子広場の廃止もあって「公共緑地面積」は、ほぼ同じ数値で推移しており、「民有緑地面積」については、土地区画整理事業の進捗や生産緑地の制限解除などに伴って減少傾向にあるなど、宅地化等の進行によって緑地の拡大は難しい状況にあります。

このため、「今後の展開」といたしましては、土地区画整理事業区域内の公園整備や矢田川散歩道の整備を進めることで、緑地の確保を図っていくとともに、主要なため池の一つである濁池が、安全で豊かな自然とふれあえる憩いの場となるように、現在の環境に配慮しながら必要最小限の整備を進めてまいりたいと考えております。さらに、農地の保全を図るため、耕作放棄地解消のための経費や、農協が実施する景観形成作物の栽培に係る経費を補助するとともに、市民に農業を身近に感じてもらうため「田んぼアート」や「田んぼイルミネーション事業」を実施してまいりたいと考えております。

次に、施策4-2「緑に親しむ」をご覧くださいと思います。こちらの施策には「緑・水に親しめる場所があると思う市民割合」のみを、その指標としておりますが、幸い年々数値は高まってきており、評価としては「○（目標値を達成）」としております。

「現状」としましては、都市化に伴って森林や農地が減少するなか、ため池を利用した環境整備や山辺の散歩道、矢田川散歩道の整備を進めるとともに、本日お集まりの委員の皆様をはじめとした市民活動によって、これらの保全や有効活用に関する取組みが進められた結果、「緑・水に親しめる場所があると思う市民割合」は、前回と比べて増加し、基準値と比べても高くなっております。

なお、維摩池や矢田川などではウォーキング大会を開催するとともに、濁池では約半世紀ぶりに「池干し」を実施したことも、このことに貢献しているものと考えております。

こうした状況を今後も維持していくため、「今後の展開」といたしましては、市民との協働によって、現在進められております旭前城前地区での土地区画整理事業区域内の公園整備を進め、緑に親しむことのできる空間確保を推進してまいりたいと考えております。また、自然と触れ合う機会をさらに提供するため、各種イベントを継続的に実施するとともに、市民団体が実施する事業についても積極的に支援してまいりたいと考えております。

続いて、施策4-3「生き物に配慮する」をご覧くださいと思います。こちらの施策には、緑地やため池に関する3つの指標が設定されておりますが、いずれも中間目標値に達しているため、評

価としては「○（目標値を達成）」としております。

「現状」といたしましては、街区公園や矢田川散歩道の整備などによって、生物の生育・生息空間となる緑地の面積や緑被率は、現状を維持しており、また吉賀池の貴重な湿地植物の保護を行うとともに、ハクビシンなどの外来生物の駆除を進め、本来の生態系等に対する被害防止に努めているところでございます。なお、先ほども申し上げましたが、昨年度は、ため池の役割を知り、そこに住む生物の生態系と水辺環境を考える機会を提供するため、地域団体や小学生などの参加によって「池干し」を実施したところでございます。

こうした状況を今後も維持していくため、「今後の展開」といたしましては、今後も残された緑地や水辺の保全を推進していくとともに、外来生物の駆除によって生態系の保全にも取り組んでまいりたいと考えております。また、シラタマホシクサやサギソウなどの貴重な湿地植物が生育する吉賀池湿地の保全にも取り組み、浦野委員にもご協力いただきながら、一般公開の回数を増やすことによって、自然環境の保全意識の高揚につなげてまいりたいと考えております。なお、この施策4に関する特徴的な事業としましては、ただいまの「吉賀池湿地保全事業」について掲げさせていただいております。

それでは、最後の分野別目標となります「暮らしやすい快適なまちづくり」の施策5-1「安全で健康な暮らしを守る」をご覧くださいと思います。こちらの施策には生活衛生環境に関する7つの指標が設定されておりますが、そのうち25番の「生活衛生環境に関する苦情件数」については、前年よりも件数は減っているものの、中間目標値とは大きく差が開いております。

なお、この施策全体に関する「現状」をまとめますと、公共下水道の整備などによって、年度によって多少のばらつきはあるものの、徐々に河川の水質は改善されつつあり、「快適な生活衛生環境だと思ふ市民の割合」も高い水準に達しているところでございます。しかし、「生活衛生環境に関する苦情件数」は依然として多く、騒音や野焼き、悪臭、害虫に関することがその大半を占め、直ちに解決することが困難な場合も多くなっているところでございます。

このため、「今後の展開」といたしましては、水質の保全や周辺環境の改善に向け、公共下水道の整備や合併処理浄化槽の設置促進などに取り組むとともに、主婦層を対象として「生活排水クリーン推進員」を委嘱し、生活環境の視点からの対応も進めてまいりたいと考えております。また、市民ボランティアの皆さんのご協力を得ながら、地域の環境監視に取り組むとともに、関係機関や近隣自治体

との連携によって、地下水や土壌の調査、事業所への指導などにも取り組んでまいりたいと考えております。さらに、公共交通網の整備や自転車等駐車場の維持管理を実施することで、自動車に頼らないまちづくりを進めるとともに、生活道路周辺の騒音防止や安全確保を図るため、幹線道路の整備にも引き続き取り組むことで、指標の数値向上につなげてまいりたいと考えております。

続いて、施策5-2「快適でゆとりある都市空間をつくる」をご覧いただきたいと思っております。こちらの施策には市民アンケートで得られる3つの指標が設定されており、評価としましては「○」と「×」が混在した状況にあります。

「現状」といたしましては、歩道や駅前広場の整備、屋外広告物の適正化などを進めた結果、いずれも平成17年度の基準値と比べると高くなっていますが、そのうちの「秩序とやすらぎを感じる街が形成されていると思う市民割合」については、前回と比べ0.6ポイント減少しているところでございます。また、各種パトロールや「尾張旭市良好で快適な生活環境を確保する条例」に基づく指導の実施などによって、「犬のふん・ごみのポイ捨てなどをしない環境マナーに満足している市民割合」も基準値と比べ高くなっているところでございます。

このため、「今後の展開」としましては、駅のバリアフリー化を進めるとともに、未整備地区での基盤整備や老朽化した施設管理のあり方などの検討を進めることによって、今後も快適でゆとりある都市空間の創出に努めてまいりたいと考えております。また、飼い主のいない猫による「ふん害」に対応するため、避妊（「不妊」訂正）・去勢手術を施してこれ以上増えないようにし、一代限りの命を全うするまで地域で衛生的に管理をする「地域猫活動」への支援策についても実施してまいりたいと考えております。なお、この施策5に関する特徴的な事業としましては、交通事故を抑制するため、道路管理者と公安委員会が歩道設置や交通安全施設の整備を行う「あんしん歩行エリア整備事業」に関することを掲げております。

以上、年次報告書の内容についてご説明してまいりましたが、最後にもう一度「各施策の実施状況」の上段をご覧ください。こちらにございますとおり、ただいまの内容を総合しますと、全33指標中、「○（基準値に対し、数値が改善）」が全体の67%にあたる22件、「△（数値に変更なし）」が全体の9%にあたる3件、そして「×（数値が悪化）」が18%にあたる6件といった結果となり、全体として前年度と比べ若干悪化している状況にあったところでございます。

最後に、「計画の進行管理体制」の項目においてご説明いたしましたが、本年次報告書につきましては、市民の皆さんに公表するだけでなく、これに対するご意見やご提案を頂戴し、今後の環境行政へと反映させていただきたいと考えております。このため、これを市ホームページに掲載するとともに、今年からは公共施設などにも設置して、ご覧の資料のとおりご意見を募集させていただく予定でございます。なお、上段にございます意見等の締切日については、改めて設定させていただく予定でございますが、約1か月間程度を募集期間として設定したいと考えております。

以上、長時間にわたって、非常に雑駁な説明をお聞きいただき、大変申し訳ありませんでしたが、冒頭に申し上げましたとおり、市民の皆さんにこれを公開した場合に、「分かりにくい部分はないか」といった視点や、「もっとこうしたことに取り組むべきではないか」といった視点でご意見を頂戴できればと思います。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議 長	ただいま説明がありました第1号議案について、ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。
木村委員	意見としてですが、市民一人一人のマナーやモラルが高くなれば、この報告書の各指標の数値も上がってくるのではないかと思います。
高橋委員	<p>尾張旭市には、マナー条例というものがありますが罰則規定は無いと思います。マナーの関連ですが、尾張旭市の喫茶店はほとんどが分煙をなされていない状況だと思います。全国的にチェーン展開しているような大きな喫茶店は、きちんと分煙対策がされているように感じます。</p> <p>その中を観察すると、禁煙ゾーンはいつも込んでおり、喫煙ゾーンは比較的空いている状況が見受けられます。健康都市尾張旭市として、分煙を推進していけば子どもをもつ親たちが気楽に飲食店に入れるようになりますし、また、市内の小さな飲食店の活性化策としても役に立つのではないかと思います。</p>
議 長	ありがとうございます。ご意見としてお伺いします。
松原委員	「暮らしやすい快適なまちづくり」の、施策5-1「安全で健康な暮らしを守る」の「今後の展開」の説明の中で紹介されている「生活排水クリーン推進員」について詳しく説明をしてください。
環境課長補佐	今現在は、市内の婦人会の代表の方々3名に委嘱をさせていただいており、「生ゴミ処理の方法」や「浄化槽の適正な維持管理」といった、生活排水の適正な処理方法等の内容について、様々な会合等の中でご説明させていただくといった活動をしており、今後も続けて

	<p>いきたいと考えております。</p>
森田委員	<p>2点ほどございます。まず1点目ですが、施策1-1-1「環境について学んだことのある児童生徒の割合」についてですが、指標の数值は記載されておりますが、分母、分子が何なのか分からないので、何の割合を示しているのか教えていただきたい。</p> <p>また、他の指標にも同じようなものがあり、分かりにくい部分があります。</p> <p>次に2点目ですが、「各施策の実施状況」の中で、指標の22「緑被率」という表記ですが、例えば「日本一の緑地面積」といったような大きなビジョン、もしくは分かりやすい目標設定となるようなものにしようがよいのではないかと思います。いかがでしょうか。</p>
環境課長補佐	<p>1点目、施策1-1-1の指標の割合についてですが、市内の小中学校全員を対象としたものとなっております。具体的な人数については、本日は分かりませんが、学校関連部局に確認をし、全学年で環境に関連した授業を行っているという事をもって割合を算定しています。</p> <p>また、その下の「環境問題に関心をもって自ら学んでいる市民割合」については、2年に1回行われる「まちづくりアンケート」の回答をもって割合を算定しております。</p> <p>2点目の指標の内容を特化し、表記を分かりやすい表現に変えた方がよいのではないかとといったご意見についてですが、指標については環境基本計画策定時に設定したものであり、今回の審議会では、指標の進捗状況をご確認いただくものであるため、指標の変更等については審議の対象外とさせていただきたいと思っております。</p> <p>しかし、場合によっては、第2号議案、「中間見直しについて」の内容の中で今のご意見もご審議いただければと思っております。</p>
議長	<p>今のご意見については、これから行う中間見直しの中で考えていかなければいけない内容だと思っております。</p> <p>指標については、基本計画に記載されている指標の見方についての説明も記載しておかないと初めて見る方たちには分かりにくいかもしれません。</p>
環境課長	<p>この環境基本計画の中の指標につきましては、「まちづくりアンケート」や「市総合計画」からの指標が多く採用されています。</p> <p>第4次総合計画については今年度で終了となり、第5次総合計画の策定を現在進めており、近々10年間の総括といった「まちづくりアンケート」も実施される予定です。</p>
松本委員	<p>分かりにくい点という面で、まず、「各施策の実施状況」の一番上</p>

	<p>にある3行のコメントについてですが、「全体として若干悪化している」と表記されておりますが、実際にはどのようなところが悪化したのかが明記されておられません。</p> <p>次に、指標2についてですが、基準値、実績値、現状値、評価の×までは理解できますが、目標値は上矢印になっています。また、目標値に数値が記載されている指標もあり、目標値の記載に一貫性がないように思います。評価欄の○△×の表記の仕方と達成部分と目標値との関係等が分かりにくく、もう少し別の表記ができないかと思えます。</p>
環境課長補佐	<p>まず、「各施策の実施状況」の表記につきましては、説明を付け加えたいと思えます。</p> <p>また、指標の矢印表記等につきましては、分かりやすい表記がないか調査していきたいと思えます。</p>
議長	<p>松本委員のおっしゃるとおり、「各施策の実施状況」の説明の内容については、もう少し具体的に表記したほうが良いと思えます。</p> <p>また、中間目標、長期目標の表現の仕方が分かりにくいといった点ですが、そもそも、現状値といったような表現についてはどうでしょうか、「平成24年度」や「今回の評価値」といった表現のほうが分かりやすいのではないのでしょうか。</p> <p>また、基本計画で記載されている部分と評価部分を分けても良いのではないのでしょうか。</p>
石原委員	<p>「ごみのないまちづくり」の中の指標5、6、7について評価が○となっておりますが、これは、アンケートの結果の評価なのではないでしょうか。</p>
環境課長補佐	<p>この指標については、ごみ処理基本計画に基づく実際の数値を記載しているものです。現状では着実にゴミは減ってきている状況です。</p>
石原委員	<p>尾張旭市は「ISO14001」の認証は受けていないのですか。現状の評価は自分たちで自分たちの行動を評価しているだけのものであり、本格的に取り組むつもりなら、外部機関からのチェックが必要と考えます。</p> <p>予算的にどれだけかかるかといったような問題もあるかと思われませんが、事務局としてどのように考えていますか。</p>
環境課長補佐	<p>「ISO14001」については、過去に認証を受けていたが、現在は、「環境マネジメントシステム」という形で市独自の方法で行っています。</p>
石原委員	<p>健康都市として進めている市として、「ISO14001」の認証といった外部の認証は、一つのキャッチコピーとして重要なのでは</p>

	<p>ないかと思えます。</p> <p>また、本当はコストの面の表記があったほうが分かりやすい気がします。</p>
議 長	<p>今の石原委員のご意見も次の議案「見直し」に関連した内容だと思います。</p> <p>まだまだご意見等があるかと思えますが、今までの皆さまの意見を踏まえた上で、少し分かりにくい面を修正するといった形でいかがでしょうか。</p> <p>年次報告書につきましては、今回の審議の内容を踏まえ、事務局で内容を修正し、議長の私が内容をチェック、調整をした後、市長に答申するという事によろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>【異議なし】</p>
議 長	<p>それでは、第1号議案については、意見を付したうえで、原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>それでは続いて、「第2号議案 尾張旭市環境基本計画の中間見直しの方針について」、事務局から説明願います。</p>
環境課長補佐	<p>それでは「第2号議案 尾張旭市環境基本計画の中間見直しの方針について」ご説明させていただきます。</p> <p>「第2号議案 尾張旭市環境基本計画の中間見直しの方針について」としまして、「尾張旭市環境基本条例第9条第5項において準用する同条第3項の規定に基づき、尾張旭市長から諮問があったので、審議会の意見を求める」としてございます。尾張旭市環境基本条例第9条第3項では、「市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民等の意見を反映するための必要な措置を講ずるとともに、尾張旭市環境審議会の意見を聴くものとする」と規定しております。</p> <p>また、この規定については、同条第5項において「環境基本計画の変更についても準用する」とされております。なお、第1号議案の際にもご説明させていただきましたが、環境基本計画の中間年次である平成25年度を迎え、その見直しが必要な部分が生じてきているところであるため、来年度、平成26年度に施策や指標の見直しなどを行い、翌27年度以降にこれを適用することとしてございます。このため、その見直し、つまり中間見直しの方針について、このたび取りまとめましたので、先ほどご説明しましたとおり、当審議会の役割の一つである「尾張旭市環境基本計画の見直し内容に対する意見陳述」をしていただくため、尾張旭市長から当審議会へと諮問されたものでございます。</p> <p>それでは、その内容についてご説明させていただきます。</p> <p>「尾張旭市環境基本計画」は、環境基本法を踏まえて制定した「尾</p>

張旭市環境基本条例」に基づき策定しており、「尾張旭市第四次総合計画」の内容を受けるとともに、関連する計画である「都市計画マスタープラン」や「緑の基本計画」、「一般廃棄物処理基本計画」の内容などと連携を図りながら策定されているところでございます。

また、「本市を取り巻く環境、社会情勢の変化や科学技術の進歩、上位計画である総合計画の策定や見直し等に応じ、必要な場合は施策や指標の見直し等の適切な対応を図る」としているところでございます。

続いて、環境基本計画を策定した際の体制でございます。本計画は行政だけでなく、市民・市民団体、そして事業所の皆さんが協力して、その実現に向けて取り組んでいく必要があるため、策定の段階においてもさまざまな形で、市民や事業所の皆さんにご参加をいただいたところでございます。

このため、市内部の体制だけでなく、本環境審議会はもとより、市民・市民団体、事業者の皆さんには、意識調査やヒアリングなどを通じてご参加いただくとともに、20名あまりの公募市民の方には「環境基本計画市民会議」で11回にわたってご議論いただくなど、多くの方々の参加によって策定をしたところでございます。

こうした状況を踏まえ、今回実施しようとしております中間見直しの方針についてご説明させていただきます。まず「中間見直しの時期」でございますが、昨年度の本審議会でもご説明いたしましたが、次に掲げる現在の状況等を踏まえて、尾張旭市環境基本計画の中間見直しをするものとし、平成26年度中の見直しを経て、平成27年4月から適用するものとしております。

まず1点目として、上位計画である「尾張旭市第五次総合計画」の策定が、計画期間を平成26年度から平成35年度までとして進められており、平成25年度に目標値の設定やパブリックコメント等を実施する予定であること。

次に2点目として、関連計画である「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」の策定が、計画期間を同じく平成26年度から平成35年度までとして進められており、こちらも平成25年度に目標値の設定やパブリックコメント等を実施する予定であること。

そして3点目として、尾張旭市環境基本計画で掲げる中間目標値が平成25年度末に確定すること。

以上のことを踏まえ、来年度、中間見直しを実施し、翌27年4月から適用しようとしているところでございます。

続いて、その中間見直しの方法でございますが、まず、現計画は、先ほどご説明しましたとおり、市民や事業者の意識調査結果等を踏

まえた「環境基本計画市民会議」からの提案を受けて策定されたものであるため、この結果を最大限尊重する必要があると考えられるところでございます。また、今回はあくまでも「中間見直し」であり、計画期間満了に伴う「新たな計画の策定」ではございませんので、こうしたことを踏まえて、今回については、「根本的な見直しは実施しないものとする」としているところでございます。

ただし、その見直しにあたっては、本市を取り巻く環境や社会情勢の変化に適合したものとするとともに、上位・関連計画との整合を図り、これまでの進捗状況の評価結果を踏まえた形で見直すこととしたいと考えております。

具体的には、まず「計画見直しの基本的考え方の整理」を実施し、その後現況調査や市民意識調査、関連計画等の調査などといった「環境基礎調査」を実施。そして「現状分析や課題の抽出・整理」そして「望ましい環境像やこれを具現化する環境分野ごとの計画目標の再検討」、さらには「環境指標の見直し」や「重点事業の抽出」などといった「施策及び目標値の検討」。最後に「進行管理方策等の検討」といったこと等を順番に進めることで、見直ししてまいりたいと考えております。

なお、今回のような計画の見直しについては、行政のみで実施する場合も多く見受けられるところでございますが、先ほど申し上げましたとおり、もともと市民の皆さんなどとともに策定したものでございますので、今回も、庁内で作成した素案等を基礎として、当審議会において多方面にわたった議論を実施いただきながら、見直しを進めてまいりたいと考えております。

次に「中間見直しのスケジュール案」についてでございます。ただいま申し上げた事項別に大まかなスケジュールを設定しておりますが、そのうち一番下にありまして、議論していただく資料が整い、また次の検討の段階へと進むタイミングに併せ、本審議会を開催させていただきたいと考えております。

以上、非常に簡単な説明で恐縮ですが、これで第2号議案の説明を終わらせていただきますが、本日は、このうちの「中間見直しの方法」や「中間見直しのスケジュール案」について、ご意見などをお聞かせいただき、その結果を踏まえて、実施に係る必要経費などを来年度予算編成の際に要望してまいりたいと考えております。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議 長

ただいま説明がありました第2号議案について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

森田委員

「計画の期間」の説明で、環境の変化等の理由により見直しを図

るといったことですが、現状がどのようになっているかといったような現状分析を早い段階で行ったほうが良いと思います。

また、スケジュールの中の環境基礎調査というのは住民（内部環境）に対する調査だと思われませんが、併せて、外部環境がどのように変化したかという面の調査も平行して実施する必要があるのではないのでしょうか。

議長

内部環境や外部環境等の変化については、総合計画の中で既に把握していると思いますので、今後、審議会の中で総合計画の進捗状況を紹介できれば良いと思います。

森田委員のご提案は、総合計画の中の特に環境に関する部門についての外部環境に関するデータを早めに調査しておくべきではないかのご提案だと思います。コンサルタント等に委託をする前に調査する内容を、環境課の中でリストアップする等の準備作業をしておいたほうが良いと思います。

環境基本計画の計画期間である平成35年度までには、後10年ほどありますが、10年後の住民の価値観、生活に対する意識はかなり変化していると思われれます。

そのようなものが、アンケート調査だけで把握できるかどうかは若干、疑問があります。アンケート結果を基に正確に分析するためには、10年前、5年前の過去データからどのように変わったか、またこれからどう変わるのかといった事項もチェックしていく必要があると思います。

また、年次報告書の議論にもございましたが、目標をどこに設け、どこを目指すのかの設定が難しいと思います。

このあたりについては、次回の審議会の中で審議をし、次年度に繋げていければ、先取り方式で進めていけるのではないかとも思います。事務局でこの点についても事前に考えておいてほしいと思います。

松岡委員

今後のスケジュールについてですが、「環境基礎調査」の部分と「現状分析及び課題の抽出・整理」については同じ時期となっていますが、調査の結果に基づき、課題等を考えていく必要があると思われるため、時期が重なっているのはおかしいと思います。

環境課長補佐

スケジュールについては、検討し修正をさせていただきます。

議長

表記上だけでは、環境基礎調査、現状分析及び課題の抽出・整理といった大まかな内容ですが、実際にはやれることを順番に行っていく形で進んでいくと思います。

パブリックコメントの実施期間等は、条例で決まっていますか。

環境課長補佐	<p>条例では決まっていますが、要綱で約1ヶ月と決まっています。</p> <p>なお、皆さまがおっしゃられるとおり、期間的にはかなり厳しい内容だと思います。速やかに様々な事を進めていくため、25年度中に出来る事は前倒しで進めていきたいと思っています。</p>
浦野委員	<p>この先の環境変化の見通しといった面で、人口の増減が一番重要になると思われませんが、その点についてはどのように考えていますか。</p>
環境課長	<p>総合計画の中で人口といった面では既に分析をしています。次回の審議会の中でこのような分析の結果等をご説明させていただきたいと考えておりますが、市の総合計画では、今現在、平成35年現在で、84,000人、現在と比較し「増加」といった形で人口の計画を立てているようです。</p>
議長	<p>人口は今後右肩あがりに増えていくものではないと思います。そのため環境の面で人口に見合うキャッチコピーや政策を行い、若い世代を呼び込むような施策展開をしていかなければいけないと思います。</p> <p>人口を増やすためには、その土地や市町の魅力を計画の中にメッセージとして取り入れ、発信していく必要があります。また、行政だけでなく市民も努力する必要があると思います。</p>
松本委員	<p>このままいけば、人口はどんどん減少していくと思われれます。特に、尾張旭市のような郊外型の市は一部の都市開発等によって人口の増減が大きく左右されるので、注意したほうがいいと思います。</p>
議長	<p>各種の調査等で得るデータについて、市内だけのデータだけでは偏った見方になってしまうので、瀬戸市や長久手市等、近隣市町の情勢、近隣市町は何をやっているのだろうといった面も把握し、整理していく必要があると思います。</p> <p>特に、豊田市は環境創造都市として先進的な事業を推進しています。情報として、このような先進都市の状況も見ておいてもいいのではないのでしょうか。</p> <p>スケジュール的にはタイトだと思いますが、このような考え方やスケジュールで中間見直しを行っていききたいといった事務局の方針を基に、今後進めていくということによろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>【異議なし】</p>
議長	<p>第2号議案については、全員のご賛同をいただいたという事で、原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>以上で本日の審議事項は、すべて終了しました。</p> <p>次に会議次第の4、「その他」について事務局から説明してください。</p>

長時間にわたり慎重な審議を賜りまして、誠にありがとうございました。当審議会からの答申に基づき、早速、今後の事務を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは「その他」といたしまして2点、ご説明させていただきます。

まず1点目として、来年名古屋市で開催される「持続可能な開発のための教育（E S D）に関するユネスコ国際会議」について、ご紹介させていただきます。

来年11月に名古屋国際会議場において「持続可能な開発のための教育（E S D）に関するユネスコ国際会議」が開催されます。

先に開催されました愛・地球博やC O P 1 0に続く、愛知県で開催される国際的な事業として、各国の閣僚級や政府関係者だけでなく、市民の皆さんにもご参加いただくようなイベントが、今年度からいくつも開催される予定でございます。

なお、そもそもこの「E S Dとは何か」というところでございますが、単純これを訳しますと、左側のページにございますとおり、「持続可能な開発のための教育」ということとなります。

つまり「社会が持続し続けるためには、環境保全と経済発展をバランスよく進めていくことが重要である」として、その横のイラストにありますとおり、文化、防災、食料、エネルギー、生物多様性などといった幅広い分野にわたって学び、参加し、そして体験などすることによって、持続可能な社会づくりにつなげていこうとするものでございます。

このため、第1号議案でも少しご説明させていただきましたが、本市でもこれを良いきっかけとして、環境教育や環境学習に関する事業を、より積極的に推進していきたいと考えておりますが、幸い本市には、浦野委員や千石委員、そして高橋委員や松岡委員のように、既にこのE S Dの趣旨にマッチした活動を展開されておられる方が大勢いらっしゃるため、皆さんの活動についても、せつかくの機会でございますので、世界に向けてP Rしてまいりたいと考えております。

なお、高橋委員と松岡委員におかれましては、早速、来月一宮市で開催される「一年前イベント」にご参加いただくこととなっております。

ただ、あまりにも対象とする範囲が広く、どちらかと言うと「つかみ所のない」内容でもございますので、認知度の面では正直「今ひとつ」といった状況でございますが、逆に尾張旭市を内外へとP Rするチャンスとして捉え、この機会を有効に活用してまいりたい

と考えておりますので、委員の皆様におかれましても、ご注視いただくとともに、ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

次に2点目としまして、次回「第2回環境審議会」のご案内をさせていただきます。次回につきましては、おとし平成23年度にご議論いただきましたように、「今年度の進捗状況」や「翌年度の重点的な取組事業」を議題とするとともに、今回ご審議いただいた「環境基本計画の中間見直し」のその後の状況や、実際の見直しの際に必要な現在策定中の「第五次総合計画」や「一般廃棄物処理基本計画」の策定状況などについてもご報告させていただきたいと考えております。

また、その間においては、これまでの審議会でご意見をお寄せいただいたように、特定事項に関する「検討会」などを開催させていただき、その結果についてもご報告してまいりたいと考えております。

このため、次回は、来年の2月から3月ごろに開催させていただきたいと思っておりますので、よろしくようお願いいたします。事務局からは、以上でございます。

---

議長

それでは、これをもちまして、平成25年第1回尾張旭市環境審議会を閉会といたします。皆さん長時間にわたり大変お疲れさまでした。

また、これからも皆さんには色々お世話になると思いますが、なにとぞご協力くださるようお願いいたします。